資料１－１

医療計画の見直し等について

１　医療計画の概要について

（１）　計画の法的根拠

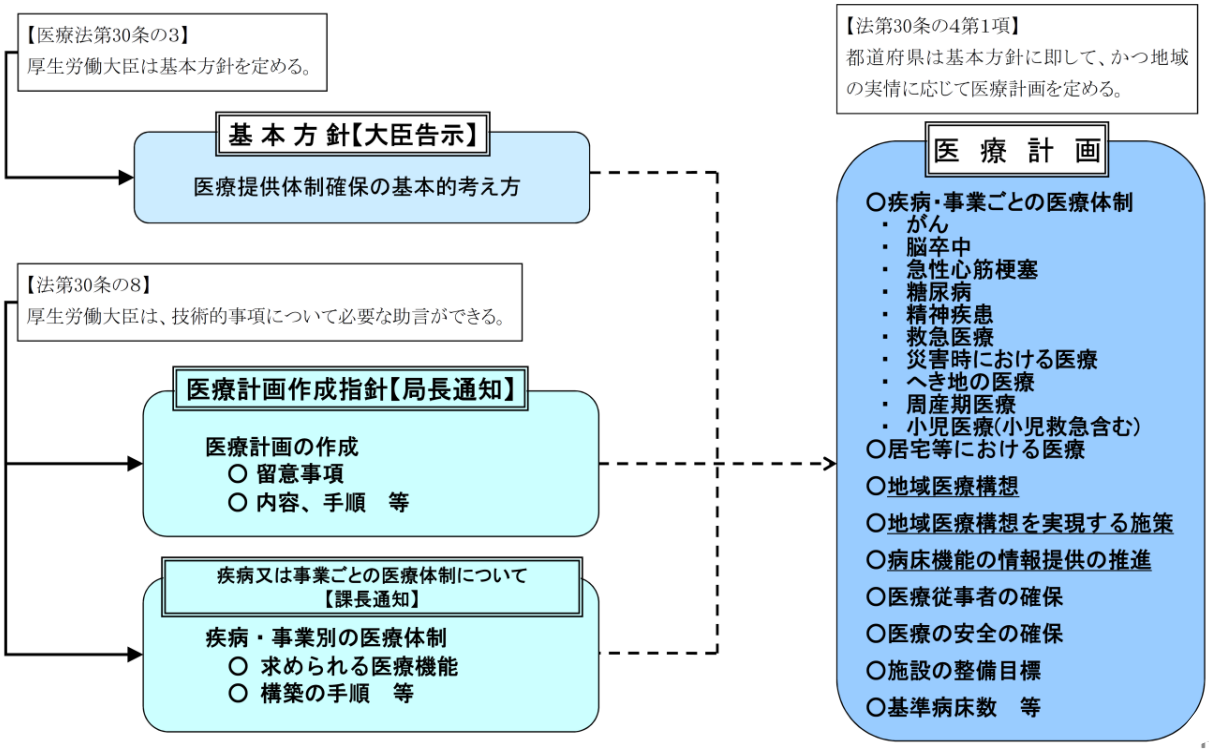

（２）　計画の期間等

現行の岩手県保健医療計画（2013-2017）は５年間の計画期間であるが、法改正により、次期医療計画から原則６年間の計画期間となり、介護関連の計画との整合性を確保するため、３年ごとの中間見直しが義務付けられる。

（３）　次期（第７期）医療計画の策定について

平成29年度において岩手県医療審議会及び同計画部会を開催するほか、９つの二次保健医療圏ごとに医療関係者、市町村等を構成員とする圏域連携会議等を開催し、圏域の意見等も踏まえて審議を進め、**平成30年３月策定を目指す。**

【これまでの審議経過】

時期	区分	議事等
４月 26 日	医療審議会	諮問
６月２日	医療計画部会	医療機能調査、患者受療動向調査等について
８月２日	医療計画部会	医療圏の設定、基本的な見直しの方向について
11 月７日	医療計画部会	医療計画の素案、基準病床について 医療費適正化計画について
12 月 13 日	医療計画部会	中間案について、基準病床について

２　「新たな医療計画作成指針」について

次期医療計画の見直しについては、「医療計画の見直し等に関する検討会」の意見を踏まえ、平成 29 年３月 31 日に**国から**技術的な助言として新たな**医療計画作成指針が示されたところであり、医療計画の見直しは同指針に従って行うことが必要である。**

【「医療計画作成指針」の主な改正内容】

- ５疾病５事業等の範囲は現行どおりとするが、ロコモティブシンドローム、フレイル、肺炎等の高齢化の進展に伴って対応が必要な疾病等については、関連施策を踏まえ、疾病予防・介護予防を中心に医療・介護が連携して総合的な対策を講ずることとする。
- 基準病床については地域医療構想の実現に支障のない算定方式とする。
  その際､在宅医療の対応可能見込み数の考え方については医療と介護の整合性の確保の観点から引き続き検討する。
- 県の医療計画及び介護保険事業支援計画並びに市町村の介護保険事業計画の整合性を確保することとする。
- 医療従事者の確保については、引き続き他の検討会（医療従事者の需給に関する検討会等）で検討し、その結果を踏まえて見直しを行うこととする。
- **精神疾患については関係者の重層的な連携、地域移行の見込みを踏まえた将来の入院需要の推計に基づく基盤整備量の目標設定などを通じ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に取り組むものとする。**
- へき地、周産期については、従来個別の計画を策定していたが、医療計画に一本化する。
- 小児医療については、日本小児科学会の提案を踏まえて連携体制の確保を図ることとする。
- 在宅医療について、医療・介護サービスの総合的な確保に向け、県と市町村等による協議の場を設置し、医療計画・介護保険事業計画等における整備目標の整合性を確保するものとする。

３　「精神疾患の医療体制」の見直しについて

医療計画の精神疾患に関する見直し案を作成するため、今年６月に「岩手県保健医療計画（精神疾患）検討委員会」を設置し、下記のとおり「精神疾患の医療体制」の見直し案の検討を行い、中間案に反映させた。

時期	議事等
9 月 13 日	・現行保健医療計画（精神疾患）の評価等について ・精神疾患の医療体制の構築に係る指針について ・見直し（案）について（精神医療圏等、目標項目の変更、目標項目及び基準病床数の算定等）
11 月 6 日	・見直し（案）について（目標項目及び基準病床数の算定、各精神疾患等ごとの医療機能の明確化等）